

4. 基礎控除の改正

- 基礎控除を10万円引き上げ
- 合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逡減し、2,500万円超の場合は適用外とする。

改正前

一律33万円

改正後(令和3年度以降)

合計所得金額			基礎控除
0円	～	24,000,000円	43万円
24,000,001円	～	24,500,000円	29万円
24,500,001円	～	25,000,000円	15万円
25,000,001円	～		0円